

# フォーネスビジュアスサービス約款（要綱）

（Makuake(マクアケ)版）

フォーネスライフ株式会社（以下「当社」といいます。）とおお客様との間のフォーネスビジュアスサービス契約（以下「本契約」といいます。）の条件は、本約款（別紙および仕様書等を含み、以下あわせて「本約款」といいます。）のとおりとします。

## 1. サービスの名称

フォーネスビジュアスサービス（以下「本サービス」といいます。）

## 2. サービスの概要

本サービスは以下のサービスから構成されます。なお、各サービスの詳細については、当社が定める仕様書その他の資料によるものとします。

### （1）フォーネスビジュアス ITサービス

以下のサービス（以下あわせて「ITサービス」といいます。）から構成されます。

#### ①健診結果予測シミュレーションサービス

利用者（第3項に定義する個人をいい、以下同じです。）の過去の健康診断結果に基づく将来の健康診断結果の予測等のサービス

#### ②生活習慣フォロー・改善サービス

当社が指定する本サービス専用のスマートフォンアプリ（以下「アプリ」といいます。）を通じた、健康医療に関する情報提供その他生活習慣の改善支援等のサービス

### （2）フォーネスビジュアス 検査利用サービス

採血により将来の疾病リスクおよび現在の健康状態等を測る「フォーネスビジュアス検査」（以下「検査」といいます。）を、当社が指定する医療機関（以下「検査医療機関」といいます。）において利用することができるサービス（以下「検査利用サービス」といいます。）

## 3. 利用者の定義

本サービスを利用できる利用者は、おお客様個人とします。

## 4. 本契約の成立

本契約は、おお客様が、株式会社マクアケが運営する応援購入サイト「Makuake」上で、本サービスの購入にかかる申込処理をおこなった時に成立するものとします。

## 5. サービス提供期間

本サービスの提供期間は、本契約の成立日にかかわらず、2023年2月1日から2024年1月31日とします。

ただし、本サービスの利用には、お客様から当社に対するお客様情報（メールアドレス等）の通知その他別途当社が定める手続き（以下「サービス利用手続き」といいます）を要するものとし、当社は、お客様のサービス利用手続きの実施後に、本サービス提供のための初期設定作業を実施するものとし、当社は、初期設定作業を完了した場合、その旨の通知（以下「初期設定完了通知」といいます。）を電子メールによりお客様に送信するものとし、お客様によるサービス利用手続きの実施の時期に起因して、初期設定完了通知が2023年2月1日より後に送信された場合も、サービス提供期間は2024年1月31日をもって終了するものとし、

#### 6. 本サービス利用者数

本契約に基づき本サービスを利用できる利用者の人数は、1人とし、

#### 7. 契約金額

本契約の契約金額は、Makuake上の本サービス購入用のプロジェクトページに定めるとおりとし、

#### 8. 契約期間

本契約の有効期間は、本契約の成立日から2024年1月31日とし、

なお、お客様は、契約期間の途中で、本契約を解約、終了することはできないものとします。

#### 9. 支払条件

お客様は、第7項に定める契約金額およびこれに係る消費税等相当額を、株式会社マクアケが別途定める方法および期限に従い支払うものとし、なお、当該支払いがなされない場合には、第4項の定めにかかわらず、本契約は成立しなかったものとして取り扱われるものとし、

以上

# フォーネスビジュアスサービス約款（別紙・契約条項）

（Makuake(マクアケ)版）

## 第1条（本約款の適用）

本書は、当社と本契約を締結したお客様が、本サービスを利用するにあたっての条件を定めるものです。

2. お客様は、本サービスの利用にあたって、本書を含む本約款の内容を精読し理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。
3. 本書を除く本約款において定義された用語は、本書においても同じ意味を有するものとします。

## 第2条（本約款の変更）

当社は、次条の定めに従いお客様に通知することにより、お客様の承諾を得ることなく本約款をいつでも変更することができるものとします。

2. 変更後の本約款は、前項に定める通知の次条に定める完了をもってお客様に対する効力を有するものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社はITサービスの仕様、アプリのバージョンその他お客様に実質的に影響を及ぼさないと当社が判断する本約款の変更については、お客様または利用者への通知を要することなく、いつでも変更できるものとします。

## 第3条（当社からの通知）

当社は、お客様が本サービスを利用するうえで必要となる事項について、別途お客様が指定する電子メールアドレスに電子メールを送信することによりこれを通知するものとします。かかる通知は、当社がこれを送信した時点で完了したものとみなします。

## 第4条（本サービスの提供等）

当社は、契約期間中、本契約に定める条件に従い、本サービスをお客様に提供するものとします。

2. お客様は、契約期間中、本契約に定める条件に従い、自らの責任において本サービスを利用することができるものとします。

## 第5条（ITサービス）

ITサービスの利用に関する条件は、別紙のITサービス利用約款（以下「ITサービス利用約款」といい、これに付属する仕様書等がある場合は当該仕様書等を含みます。）のとおりとします。

2. ITサービス利用約款を除く本約款の規定とITサービス利用約款の規定に相違がある場合、ITサービスに関連する事項については、ITサービス利用約款の内容が優先的効力を有します。
3. 利用者によるアプリの利用は、アプリ内で提示されるアプリの利用に関する規約（アプリの利用許諾条件およびアプリを通して利用者からアプリのライセンサー（利用者

対しアプリの利用を許諾する法人をいいます。)へ提供される個人情報の取扱いに関する事項を含み、以下「アプリ規約」といいます。)へ利用者が別途同意することを条件とします。

## 第6条 (検査利用サービス)

当社は、検査の利用権(以下「チケット」といいます。)をお客様に提供するものとし、検査は、当該検査を利用する利用者個人(以下「検査利用者」といいます。)による検査医療機関への受診および検査利用者と検査医療機関との間の診療契約に基づき、検査医療機関から検査利用者に対して提供されるものとし、

2. 当社は、自らの裁量において、検査医療機関との間で、当該検査医療機関から検査利用者に対する検査の提供に関する契約を別途締結するものとし、
3. 利用者による検査の利用は、検査医療機関と当社との間で前項の契約が締結されていることを条件とし、当社は、利用者が検査を利用できる検査医療機関について別途お客様に通知するものとし、
4. チケットに基づき利用者が検査を利用できる期間(以下「チケット有効期間」といいます)は、当該チケットが付与されたサービス提供期間と同一とし、チケットは、実際の検査の利用の有無にかかわらず、チケット有効期間の満了をもって失効するものとし、なお、その理由の如何を問わず本契約がサービス提供期間の途中において終了した場合、当該契約終了日をもってチケット有効期間も終了するものとし、
5. 検査利用者がチケットを用いて検査を利用するための手順、方法等(以下「検査利用手順」といいます。)は、別途当社が定めるものとし、お客様は、検査利用手順を、自らの責任において遵守し、また検査利用者に周知し遵守させるものとし、なお、検査利用者が検査利用手順を遵守しないことにより当該検査利用者に不利益(検査を利用できないなど)が生じた場合、当社および検査医療機関は、当該不利益にかかる責任を免れるものとし、
6. チケットによる検査利用者は、検査医療機関への支払いを要することなく検査を利用できるものとし、ただし、検査医療機関から検査利用者に対する検査結果の提供方法、検査結果の内容に関する対面での説明の有無等は当該医療機関の判断によるものとし、なお、利用者は、本検査以外の診療に必要な費用がある場合、自らの責任において当該費用を確認し、これを検査医療機関に対し直接支払うものとし、
7. 当社は、お客様にチケットを付与することを義務とし、具体的な検査の内容、方法、結果その他診療に関して検査利用者と検査医療機関その他の第三者との間に生じた紛争について、一切の責任を負わないものとし、
8. お客様に対するチケットの付与は、アプリ上での電磁的な表示をもっておこなわれるものとし、お客様は、アプリの利用においては前条の規定を遵守するものとし、

## 第7条 (お客様の協力等)

お客様が法人の場合、お客様は、本サービスに関連する利用者からの問合せを自らの責任において受け付け、対応するものとし、当社は、お客様から要請があった場合、当該対応に誠実に協力するものとし、

2. お客様は、当社が本サービスを提供するにあたって、本約款に定められたお客様の作業を誠実に実施するとともに、当社の作業に関し必要となる資料、情報等をお客様の負担と責任で当社に提供する等の協力を行うものとします。
3. 前二項のほか、お客様および当社は、本サービスの利用および提供等に関して、相互に協力するものとします。

## 第8条（契約金額）

本サービスの契約金額は、本約款要綱第7項に定めるとおりとします。

2. 当社は、契約金額について、初期設定完了通知の発信日に応じた日割りまたは月割りを行わないものとします。また、当社は、サービス利用手続きの実施の有無、または実際の本サービスの利用の有無にかかわらず、契約金額の減額または返金をおこなわないものとします。

## 第9条（支払方法）

お客様は、契約金額およびこれにかかる消費税等相当額を本約款要綱第9項に定める支払条件により当社に支払うものとします。

2. 消費税等につき税率の改定等が生じた場合、本契約においても当該改定後の税率が適用されるものとします。

## 第10条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を、当社の費用と責任において第三者に再委託（再々委託等を含みます。）できるものとします。

## 第11条（お客様の情報等）

お客様は、お客様の連絡先その他本契約の締結およびその履行に伴い当社に通知する情報について、これを当社が前条の定めに従い本サービスを再委託した第三者に通知することについてあらかじめ同意するものとし、当該情報に変更が生じた場合は、すみやかに当社にその旨およびその内容を当社所定の方法により通知するものとします。

## 第12条（お客様の商号等の利用）

当社は、自己または第三者のホームページ、カタログその他の媒体において本サービスを宣伝、説明等するために、お客様に事前の通知を要することなく、お客様（法人の場合に限ります）の商号、商標等を当該媒体において表示、記載その他の利用ができるものとします。

## 第13条（解約および利用人数の変更等）

お客様は、契約期間の途中で、本契約の全部もしくは一部を解約し、または本サービス利用者数を変更することはできないものとします。

## 第14条（責任の範囲）

当社は、本サービスを善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うことを確認します。

2. 当社は、本契約に明示的に定められた場合を除き、実施された本サービスについて、お客様に対して何らの義務または責任を負うものではありません。
3. 当社は、お客様および利用者に対し、本サービスおよび検査の有用性、正確性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害等について、何らの保証も行わないものとします。

## 第15条（秘密保持）

お客様および当社は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して相手方から開示を受ける情報であって、秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、本契約の有効期間中およびその終了後3年間、第三者に開示または漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、秘密情報として取り扱わないものとします。
  - (1) 開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示後、被開示者の責めによらず公知となった情報
  - (3) 被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
  - (4) 開示者から開示を受けた秘密情報によることなく、被開示者が独自に開発した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、本契約の履行に合理的に必要な範囲内で、第10条の定めに従い本サービスを再委託した第三者に対し、お客様の秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に秘密保持義務を課すものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、当社は、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。この場合当社は、関連する法令に反しない限り、あらかじめお客様に通知するよう努めるものとします。

## 第16条（個人情報の保護）

当社は、お客様から提供された個人情報（利用者にかかる個人情報を含みます。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスの提供の目的のためにのみ利用し、お客様の事前の承諾を得ることなく、その他の目的のために利用または第三者に利用させもしくは開示・漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、お客様から事前の同意を得ることなく、個人情報の取扱いを含む業務を第三者に委託し、個人情報を開示することができるものとします。
3. 当社は、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとします。
4. 当社は、本約款に違反して個人情報の本サービスの履行以外の目的に利用され、または第三者に開示・漏洩されたことが判明したときは、ただちにお客様に報告するものと

します。

5. 第1項の定めにかかわらず、当社は、お客様から受領した個人情報の集計ならびに分析等により得られた統計情報（ただし、個人情報に該当しない情報に限られるものとします）を、本サービスの品質向上その他の目的に利用できるものとします。なお、当該利用は、第三者への開示を含むものとします。当該第三者は、次に掲げる法人を含みますが、これらに限られるものではありません。
  - ・NECソリューションイノベータ株式会社
  - ・日本電気株式会社
  - ・SomaLogic Operating Co., Inc.（本社所在地：米国コロラド州）
  - ・健康増進、疾病予防等の分野における研究機関（大学等）、企業
  - ・フォーネスビジュアスに関連するサービスを利用する企業、団体
6. お客様が法人である場合、健診結果予測シミュレーションサービスの環境に登録される利用者の健康診断情報（健康診断における問診内容、各検査の結果値等、利用者の健康診断に関する個人情報をいい、以下同じです。）は、お客様により利用者から取得されるものとします。お客様は、健診結果予測シミュレーションサービスの利用にあたり、自己の責任において、あらかじめ利用者に対し、利用者の個人情報の利用目的の通知、お客様による利用者の要配慮個人情報取得にかかる同意の取得、その他利用者に対し個人情報保護関連法令およびお客様内部の規定に基づき必要となる措置をとるものとし、お客様による利用者の個人情報の取得および利用が、利用者の当該同意等に反しないことを当社に対して保証するものとします。なお、利用者個人によりアプリを通して健診結果予測シミュレーションサービスに健康診断情報が登録される場合も、当該情報はお客様により利用者から取得され、お客様を通じて当社に提供されたものとみなします。
7. 前各項の定めにかかわらず、アプリのライセンサーがアプリを通して利用者個人から提供を受けた個人情報（前項に定める健康診断情報を除きます。）については、アプリ規約に定める条件に基づき取り扱うものとします。

## 第17条（支払遅延）

お客様が本契約により生じる債務の支払を怠ったときは、当社は、お客様に対し支払期限の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金の支払を請求できるものとします。

## 第18条（損害賠償）

当社は、本契約に起因または関連して、自己の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合には、請求原因または法律上の構成の如何を問わず、損害発生時の直近1か月分の本サービスにかかる契約金額相当額を賠償総額の限度として、現実かつ直接に生じた通常損害に限り、賠償義務を負うものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。

2. 当社は、請求原因または法律上の構成の如何を問わず、自己の責めに帰すことができない事由から生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益（予想されるコスト削減分を含みます。）

については、賠償義務を負わないものとします。

3. お客様および当社は、相手方が本契約に違反した場合であっても、自己が被る損害または損失を最小限にとどめる義務を負うものとします。
4. お客様による本条の損害賠償の請求は、請求原因または法律上の構成の如何を問わず、本契約に基づく履行義務違反から6カ月以内に限り行うことができるものとします。
5. お客様は、本契約あるいはお客様および利用者による本サービスの利用に関して生じた第三者との紛争について、これをお客様の費用と責任をもって処理解決するものとします。当社は、いかなる場合も、かかる第三者に対する直接の賠償義務を負わないものとします。

#### 第19条（反社会的勢力との取引排除）

お客様および当社は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。

- (1) 自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）であること
  - (2) 自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること
  - (3) 自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること
  - (4) 自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
2. お客様および当社は、相手方が前項の確約に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
  3. お客様および当社は、相手方が第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると合理的に認められる場合は、当該事実の確認を目的として調査を行うことができるものとし、相手方は、当該調査に協力するものとします。

#### 第20条（契約の解除）

お客様および当社は、相手方の責めに帰すべき事由により、相手方が本契約により発生した義務を履行せず、相当の期間を定めて催告をなした後も、なおその期間内にこれを履行しない場合は、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。ただし、相手方の義務履行違反が本契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除くものとします。

2. お客様および当社は、相手方が次の各号の一にでも該当する場合、何らの催告を要することなく本契約の全部または一部を解除することができるものとします。



- (1) 仮差押、差押、競売の申立もしくは租税滞納処分を受け、または破産、会社更生手続もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
  - (2) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
  - (3) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
3. 前二項に基づいて本契約を当社が解除した場合、お客様は、本契約に基づき残存するサービス提供期間にかかる未払いの契約金額を、当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社に支払うものとします。
  4. 当社は、次の各号の一にでも該当すると判断した場合は、お客様に通知することにより、何らの催告を要せずに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除によるお客様の損害につき、責任を負わないものとします。
    - (1) 当社による本サービスの提供に必要なライセンサーその他当社の提携先と当社との間の契約が終了した場合
    - (2) 法律または政府機関の要請を順守する必要性が生じた場合
    - (3) 前各号のほか、当社による本サービスの提供が、非現実的または実行不能であると当社が判断した場合

## 第21条（権利義務の譲渡）

お客様および当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。

## 第22条（不可抗力）

当社は、地震、洪水、暴風雨、台風、津波、噴火その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、爆発、テロ行為、火災、放射能汚染、感染症、伝染病、疾病、争議行為、輸送機関通信回線等の事故、サイバー攻撃（これらを端緒とする宣言、要請等を含みます。）、法令または規則の制定または改廃、公権力による命令、処分、指導、輸出入の制限その他政府による行為、その他の不可抗力事由（予見すべきであったか否かを問わないものとし、以下「不可抗力事由」と総称します。）による本契約に基づく債務の全部または一部（金銭債務を除きます。）の不履行については、何ら責任を負いません。

2. 前項の場合において当社は、本契約の目的を達成するために必要な範囲で、本サービスの内容、契約金額その他の本契約に定める契約条件の全部または一部を変更することができるものとします。
3. お客様および当社は、次の各号の一に該当する場合は、何らの催告をすることなく直ちに、書面（電磁的方法を含む）による通知をもって、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 不可抗力事由により本契約の目的を達成することが困難であると認められるとき
  - (2) 不可抗力事由の影響により本サービスの全部または一部を履行できない状態が6か

月以上継続したとき

4. 前項に基づいてお客様または当社が本契約を解除した場合、お客様は、本契約に基づき、当社が既に履行した本サービスに係る対価を当社に支払うものとします。

#### **第23条（提供区域および準拠法）**

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2. 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本法に準拠するものとします。
3. お客様は、お客様の情報等の輸出入に関して、外国為替及び外国貿易法その他の輸出入関連法令（米国輸出管理法その他の外国の輸出入関連法令が適用される場合はそれらの法令を含みます）を遵守するものとします。

#### **第24条（管轄裁判所）**

本契約に関連して発生したお客様と当社との間の紛争については、訴額の如何にかかわらず、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

# フォーネスビジュアルサービス約款（別紙・ITサービス利用約款）

（Makuake(マクアケ)版）

## 第1条 本約款の適用

本書は、当社と本契約を締結したお客様が、本サービスのうちITサービスを利用するにあたっての条件を定めるものです。

- 2 お客様は、ITサービスの利用にあたって、本書を含む本約款の内容を精読し理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。
- 3 本書を除く本約款において定義された用語は、本別紙においても同じ意味を有するものとします。

## 第2条 初期設定

当社は、お客様に対する初期設定完了通知の発信日までに、ITサービスのお客様による利用に必要な初期設定（以下「初期設定」といいます。）を行うものとし、お客様は当社の指示に基づき初期設定に必要な情報（健診結果予測シミュレーションサービスの利用のための健康診断情報等、利用者の個人情報を含みます）の提供等（利用者がアプリ内に登録する作業を含みます）を行うものとします。

- 2 お客様は、お客様が指定するスマートフォンに、アプリをダウンロードする（お客様が法人の場合、利用者にダウンロードさせる）ものとします。

## 第3条 お客様の義務

お客様は、ITサービスの環境においてお客様および利用者が作成したコンテンツ（データ、テキスト、音声、動画、画像、または、その他電子的に利用可能な情報をいい、以下同じです。）の内容、運用、維持および使用につき、単独で責任を負うものとします。

- 2 お客様は、お客様の費用と責任により、ITサービスを利用するために必要となるすべての機器等（お客様が使用する通信回線、利用者が使用する端末機器等を含みます。）を準備（設置等を含みます。）し、ITサービスを利用可能な状態に維持するものとします。
- 3 お客様は、ITサービスを適正に設定および利用し、お客様のコンテンツを不正アクセスから保護するため、暗号化技術の使用および定期的なお客様のコンテンツの保存を含め、お客様のコンテンツに適切なセキュリティ、保護およびバックアップを維持するための手段を自ら講じることとします。
- 4 お客様は、ITサービスの利用にあたり当社が付与したIDおよびパスワード（以下「ID等」といいます。）がある場合、紛失、漏洩等がないようID等を適切に管理するものとします。お客様は、ID等の使用により生じるすべての活動につき、かかる活動がお客様、利用者またはその他の第三者（お客様の業務委託先および代理人を含みます。）のいずれによるものかを問わず責任を負うものとし、当社は、お客様のID等を使用したアクセスにつき、何らの責任を負わないものとします。お客様は、権限の無い第三者がお客様のID等を使用していることが疑われる場合や、ID等に関する情報の紛失または盗難の場合には、ただちに当社に連絡するものとします。
- 5 お客様は、お客様および利用者によるITサービスの利用につき責任（お客様が法人の

場合、本サービスに関する利用者からの問合せ対応を含みます。)を負うものとします。お客様が法人の場合、お客様は、本条に定めるほか、本約款に定めるお客様の義務と同等の義務をお客様の費用と責任において利用者遵守させること、およびお客様と利用者との間の定めが本約款と矛盾しないことを確保するなど、利用者による本約款の違反につき責任を負うものとします。なお、利用者による本約款の違反は、お客様による違反とみなします。

6 ITサービスの一時的な中断、停止ならびにその他のITサービスに関連する当社からの通知はお客様に対してなされるものであり、お客様が法人の場合、お客様は、当社からかかる通知を受けた場合、必要に応じて利用者に対して、すみやかにこれを通知するものとします。

7 お客様は、ITサービスに関連して当社からお客様に提供する資料がある場合、これを次の各号の定めに従い使用するものとします。

- (1) ITサービスの利用の目的以外に使用しないこと
- (2) 複製または改変する場合は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ること
- (3) 著作権その他の知的財産権が当社または正当な権利者に帰属することを承諾すること
- (4) 当社の承諾無く利用者を除く第三者に開示または提供しないこと
- (5) 記載されている当社または第三者の著作権その他の権利表示を削除または変更しないこと
- (6) 特に当社が指定する資料については、本契約の終了後または当社の要求時ただちに当社に返却しまたは破棄すること

8 お客様は、ITサービスを利用できなくなった場合、当該利用のためにお客様および利用者が用意したすべての機器等に故障のないことを確認のうえ、その旨を当社に通知するものとします。このほかお客様は、ITサービスの不具合、障害発生の実事またはITサービスの提供に支障をきたしたまたはそのおそれがある事実を知った場合、遅滞なく当社に通知のうえ協議を行い、対応措置を確認するとともに、すみやかに確認した対策を分担または相互に協力して実施するものとします。

9 お客様は、ITサービスの利用にあたり、本約款とあわせて、AWS利用条件 (Amazon Web Services, Inc. (以下「AWS社」といいます。))が定めるAWSの利用条件をいい、<https://s3-us-west-2.amazonaws.com/legal-reseller/AWS+Reseller+Customer+License+Terms.pdf>および<http://aws.amazon.com/trademark-guidelines/>に掲載されているものをいいます。)およびAWS社がAWS社のWebサイト上で適宜定める条件ならびにガイドライン等を遵守するものとします。

#### 第4条 禁止行為

お客様は、ITサービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) ITサービスに関する情報を改竄(かいざん)する行為
- (2) お客様および利用者以外の者になりすましてITサービスを利用する行為

- (3) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
  - (4) I Tサービスに関するベンチマークテスト、可用性テスト、ネットワーク検出、パスコード解析、リモートアクセステスト等、I Tサービスの提供に必要な当社の設備およびその環境（コンピュータプログラムを含みます。）に関する解析および検証を実施することまたはその結果を開示する行為
  - (5) I TサービスまたはI Tサービスを構成する製品もしくはサービスと競合する製品またはサービスを直接的または間接的に構築またはサポートするためにI Tサービスを利用する行為
  - (6) 第三者または当社の財産、名誉およびプライバシー等を侵害する行為
  - (7) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により、第三者または当社の個人情報収集する行為
  - (8) I Tサービスの第三者による正当な利用または当社による提供を妨げる行為
  - (9) 第三者または当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
  - (10) 法令または公序良俗に反する行為
  - (11) 利用者を除く第三者にI Tサービスを利用させ、または譲渡、転売、再販売またはサブライセンス等する行為
  - (12) I Tサービスまたはアプリを医療機器として使用し、または医療機器と誤認させる行為
  - (13) 当社の信用を傷つけ、または当社に損害を与える行為
  - (14) 前各号に定めるほか本約款に反する行為
  - (15) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 お客様は、前項各号の一に該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、ただちに当社に通知するものとします。またこの場合で、当該行為が利用者によるものであるときは、お客様は当該利用者によるI Tサービスの利用をただちに停止させるものとします。
- 3 当社は、I Tサービスの利用に関して、お客様の行為が第1項各号の一に該当するものであることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、第9条第1項に基づきI Tサービスの全部または一部の提供を停止し、または関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様のかかる行為の管理、監視等の義務を負うものではないものとします。
- 4 当社は、前項に定める削除の処置を取ることが技術的に不可能な場合、お客様に対して当該削除を要請することができ、お客様は当該要請に遅滞なく応じるものとします。
- 5 当社は、前項に定める要請に代えて、または当該要請と共に、お客様に対して事実確認、説明依頼、再発防止および第三者からの請求等があった場合の当該第三者との調整を要請することができるものとします。

## 第5条 知的財産権

I Tサービスで提供されるアプリ、コンテンツ、画面デザインその他一切の著作物の著作権は、当社または当該著作物の著作者に帰属するものとします。

- 2 本約款に特に定める場合を除き、当社は、当社または第三者が権利を有する著作権、商

標権、意匠権、特許権その他の知的財産権に関し、お客様および利用者には何らの権利も譲渡または許諾するものではありません。

## 第6条 免責事項

I Tサービスの各機能は、I Tサービスの提供時点において「現状」のまま当社が提供可能なものであり、当社はお客様に対し、I Tサービスがお客様の特定の目的に適合すること、法律上の契約不適合責任、第三者の権利の非侵害を含め、I Tサービスに関する何らの保証も行わないものとします。当社によるI Tサービスの提供の中断、停止、終了、廃止、利用不能、もしくは変更によりI Tサービスにおけるお客様のサーバやデータ等に滅失、毀損、漏洩があった場合、またはその他本来の利用目的以外の使用があった場合であっても、その結果発生する直接または間接の損害について、その原因の如何によらず、明示であるか黙示であるかを問わず、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 お客様および利用者は、I Tサービスおよびアプリが「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定める医療機器に該当しないことを理解するとともに、I Tサービスおよびアプリを次の各号の目的で利用してはならないものとします。万一、当該目的でI Tサービスおよびアプリを利用したことによりお客様、利用者または第三者に何らかの損害が生じた場合、当社は当該損害に対する一切の責任から免責されるものとします。

- (1) 利用者の疾病の診断、治療もしくは予防をすること
- (2) 利用者の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすこと

## 第7条 通信利用の制限

当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、I Tサービスの提供を中止する措置をとることができるものとします。

## 第8条 一時的な中断

当社は、次の各号の一に該当する場合には、お客様および利用者への事前の通知を行うことなくI Tサービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) I Tサービスの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合
- (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等、不可抗力によりI Tサービスを提供できない場合

2 当社は、前項各号に定める場合のほかI Tサービスの提供に必要な設備の定期点検を行う場合は、お客様に事前に通知することによりI Tサービスの提供を一時的に中断することができるものとします。

3 当社は、前二項に定める事由によりI Tサービスを提供できなかったことに起因してお客様、利用者および第三者が損害を被った場合であっても、一切その責任を負わないものとします。

## 第9条 ITサービスの停止

当社は、お客様または利用者の行為が第4条第1項各号の一に該当する場合のほか、次の各号の一に該当すると判断した場合は、ITサービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) サービス料金その他当社に対する金銭債務について、その支払期限を経過してもなお支払わない場合
- (2) お客様または利用者によるITサービスの利用が、ITサービスまたは利用者を除く第三者に対してセキュリティ上の危険を呈する場合、またはそのおそれのある場合
- (3) お客様または利用者によるITサービスの利用が、ITサービスの内容またはお客様以外のITサービスを利用するシステムもしくはコンテンツに悪影響を及ぼす場合、またはそのおそれのある場合
- (4) 前二号に定めるほか、お客様または利用者によるITサービスの利用が、当社が行うITサービスの提供等の業務遂行に著しい支障をきたす場合、またはそのおそれのある場合
- (5) 前各号に定めるほか、本約款の条項の一に違反した場合

2 当社は、前項の定めによりITサービスの全部または一部の提供を停止する場合には、あらかじめお客様に通知します。ただし、第4条第3項の定めに基づき停止するとき、およびやむを得ないと当社が判断するときは、この限りではないものとします。

## 第10条 契約終了時の措置

理由の如何を問わず本契約が終了する場合、本契約および本約款に基づくお客様のすべての権利はただちに終了します。お客様は、当該終了の時点までに当社が提供するITサービス環境に格納されるお客様および利用者のすべてのコンテンツを削除する（お客様が法人の場合は、利用者に削除させる）ものとします。当該終了の翌日以後にかかるコンテンツがITサービスに格納されている場合は、当社はおお客様の承諾を得ることなくこれを削除することができるものとします。

以 上